

被災家屋等撤去工事及び廃棄物運搬業務委託概要

1. 委託名 被災家屋等撤去工事及び廃棄物運搬業務委託 (NO.47,48,49,62,64)

2. 委託箇所 熱海市伊豆山字赤堀坂,堀坂,引地地内

3. 解体規模 (解体対象) 概要

建築物	棟 NO	47	48	49	62	64
	構造	木造	木造	RC 造	木造 (一部鉄骨)	軽量鉄骨
	階数	1 階	1 階	3 階	2 階	2 階
	延べ床面積	47.10 m ²	71.07 m ²	1 階 61.62 m ² 2 階 61.62 m ² 3 階 61.62 m ² 計 184.86 m ²	135.81 m ²	171.17 m ²
その他		家屋流出	家屋流出	RC 建屋対象	家屋流出	家屋流出
		基礎対象	基礎対象	基礎対象	基礎対象	基礎対象
				アスベスト要調査		

4. 廃棄物運搬業務概要

1) 搬出場所 熱海市熱海字笹尻 1804-70 外 笹尻災害廃棄物仮置場

2) 搬出手順

- (1) 解体廃棄物は可能な限り分別し、車両に積込を行う。
- (2) 熱海市エコ・プラント姫の沢にて計量し災害廃棄物仮置場に搬出する。
- (3) 搬出後、熱海市エコ・プラント姫の沢にて空車の計量を行う。

5. その他

- 1) 解体工事後、建物取壊証明書を作成すること。
- 2) アスベストが含まれていることが判明した場合は、委託者・受託者協議にて対応する。
- 3) 建物及び基礎解体時において、法面や石垣、周辺道路等の支えとなっている場合は、委託者・受託者協議において残地とする。
- 4) 本委託業務については「災害廃棄物処理事業」として執行されるものであり、「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて(環循適発第 22040117 号令和 4 年 4 月 1 日付)」にて明記されているものが対象であり、被災家屋以外に係る外構、駐車場、樹木、浄化槽等は原則対象外 (基礎等の解体に伴い同時に解体しなければならないものを除く。)とする。
- 5) 本概要書に明記無き事項について疑義が生じた場合、委託者・受託者協議にて対応する。